

平成 27 年 10 月 2 日
沖縄電力株式会社

台風 21 号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

この度の台風 21 号により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、台風 21 号の被災により災害救助法が適用された沖縄県八重山郡与那国町において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、本日、経済産業大臣宛て認可申請を行い、認可されました。

記

1. 特別措置の内容

(1) 早収期間^{*1}および支払期限^{*2}の延長

被災されたお客さまの平成 27 年 8 月分（支払期限日が 9 月 28 日以降となるものに限る。）、9 月分および 10 月分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々 1 ヶ月間延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されない場合には、平成 27 年 10 月分から 6 ヶ月間に限り、基本料金を含めて電気料金を免除いたします。

(3) 工事費負担金^{*3}の免除

被災されたお客さまが電気の契約を廃止し、平成 28 年 3 月末日までに新たに電気の使用申し込みを行う場合は、それに要する工事費負担金を免除いたします。

(4) 臨時工事費^{*4}の免除

被災されたお客さまが平成 28 年 3 月末日までに臨時に電気を使用される場合は、それに要する臨時工事費を免除いたします。

(5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、平成 28 年 3 月末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更工事費^{*5}の免除

被災されたお客さまが引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申し込みを平成 28 年 3 月末日までに行う場合は、その初回の工事に要した費用を免除いたします。

～次ページにつづく～

※1) 早収期間とは、検針日の翌日から30日目までの期間をいい、この期間を過ぎてお支払いされた場合は遅収料金（早収料金にその3%を加えたもの）を適用します。

※2) 支払期限とは、検針日の翌日から60日目を行います。

※3、4、5)

工事費負担金、臨時工事費および取付位置変更工事費とは、お客さまからの申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、それに要する工事費をお客さまにご負担いただくものをいいます。

〈 被災されたお客さまからのお問い合わせ先 〉

詳細については、次のコールセンターまたは当社支店窓口までお問い合わせください。

○ 沖縄電力コールセンター TEL : 0120-586-391

※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話のお客さまは
098-993-7777(有料)

○ 八重山支店(石垣市字大浜 411 番地 2)

以 上